

Title	〔商法三二三〕 議決権行使の代理人資格の制限： 日本保証マンション株主総会決議取消訴訟判決 (東京地裁昭和六一年三月三一日判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.6 (1992. 6) ,p.125- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920628-0125">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920628-0125</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 三二三〕 議決権行使の代理人資格の制限

―日本保証マンシヨン株主総会決議取消訴訟判決―

東京地裁昭和六一年三月三十一日判決  
判例時報一八六号一三五頁  
金融・商事判例七四四号一九頁  
昭和六〇年(一)四八九号株主総会決議取消請求事件

### 〔判示事項〕

議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款の定めがある場合、株主である法人(株式会社)の従業員(非株主)による議決権の行使を拒んで行われた総会の決議は、これを取り消しうる。

### 〔参照条文〕

商法二二九条三項・二四七条

### 〔事実〕

原告X<sub>1</sub>会社およびX<sub>2</sub>会社は、被告Y会社(日本保証マンシヨン株式会社)の株式を、それぞれ二万株および二万六〇〇〇株を有する株主である。

Y会社の定款には、「株主が代理人を以って議決権を行使しようとする場合には、その委任する代理人は当会社の株主であることを要する。ただし、その代理人は代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。」旨の定めがあった。

原告X<sub>1</sub>会社の総務部長A、およびX<sub>2</sub>会社の営業部課長Bが、昭和六〇年一〇月二八日に開催されたY会社の臨時株主総会(以下「本件総会」という)の開催時間である午後一時の五分前頃、本件総会場の受付で、それぞれ委任状を示して本件総会へ出席したい旨を申し出たところ、Y会社のCは受付のテーブルの上に置かれたY会社の定款を指差して、株主以外の方の出席はできない旨を告げた。このためAを補佐すべく同道してきた弁護士DがCに対して、法人株主の場合には、必ずしも代表者が出席する必要はないこと、AおよびBは、それぞれX<sub>1</sub>会社の総務部長とX<sub>2</sub>会社の営業部課長という役職にあることおよびいずれもX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>会社の代表者の委任状を所持していることを説明したが、Cは翻意せず、Y会社は、A B兩名を本件総会場へ入場させないまま、本件総会を開催し、Zを監査役に選任する旨の決議をした。

そこで、X<sub>1</sub>会社・X<sub>2</sub>会社が、裁判所に対し決議の方法が著しく不公正であるとして、決議の取消を求めたのが本件である。ところで、本件紛争の背景には、大量の不正融資を行ったとして話題になった平和相互銀行（後に住友銀行に吸収合併されている）の関連会社間の紛争が存在しており、既にY会社の第三者割当増資によって、従来Y会社の発行済株式総数八万株の五七・五パーセントを有していたX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>両会社の持株比率が極端に減ったため、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>両会社は、第三者割当増資は無効であると主張して、新株発行無効の訴を提起し、現在係争中であること、したがって、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>両会社とY会社とは会社の支配権をめぐる紛争の渦中にあり、本件入場拒否もその一環として、Y会社により敢行されたものであることが原告によって主張されている。これに対し、被告側は、Y会社の監査役であったSは、決算期末（一〇月三二日）を前にして、昭和六〇年一〇月一日付で、突然辞任届をY会社に送付してきているが、SはX<sub>1</sub>会社の取締役であり、X<sub>2</sub>ら一族の関連会社の中核に位置する者であるから、Sがこのような時期に突然辞任すること自体、Y会社の混乱を意図したものと推測でき、決算を月内に予定する限り、臨時株主総会を開いて後任の監査役を早急に選任することが急務であったところ、X<sub>1</sub>会社らの使用人が本件総会に出席すれば、総会が攪乱され、会社の利益が害されるおそれがあったので、定款の定めによりX<sub>1</sub>会社の代理人らの入場を拒否したのでであると主張している。

〔判旨〕 請求認容

「会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該会社の株主に限る旨定めた場合においても、当該会社の株主である株式会社がその従業員を代理人として株主総会に出席させて議決権を行使させることは、そのことによって株主総会が攪乱され、会社の利益が害されるおそれがあるなどの特段の事情のない限り、右定款の規定に反しないと解すべきところ（最判昭和五二年二月二四日）、右事実によれば、Y会社は、右のような定款の定めを根拠に、X<sub>1</sub>らの従業員がX<sub>1</sub>らの代理人として本件総会に出席して議決権を行使することを拒んだものと認められる。そして、本件においては、X<sub>1</sub>らの従業員が本件総会に出席して議決権を行使することにより本件総会が攪乱され、Y会社の利益が害されるおそれが具体的であったとは未だ認められない。そうだとすると、本件決議は、X<sub>1</sub>らの議決権行使の機会を事実上奪ってされたものと認められるから、その決議の方法は著しく不公正であったという外ない。そして、右の瑕疵は、その態様自体からして重大であると認められるから、本件請求を裁量により棄却することは相当でなく、本件決議は取消しを免れない。」

〔研究〕

一 本判決についての評釈・解説は多く、私が渉猟しえた範囲でも、次のようなものがある。中村一彦・商事法務一〇八四号二頁、石田栄一・金融・商事判例七五八号四二頁、柿崎栄治・

法律のひろば四〇巻二号四四頁、奥島孝康・法学セミナー三三巻三号一〇四頁、水沼宏・判例タイムズ六七号二一六頁、神作裕之・ジュリスト九五〇号一三一頁、森田章・商事法務一二〇二号三〇頁である。

決議取消を認めた本判決の結論の是非を判断するにあたっては、議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款の定め効力から論じなければならない。なぜなら、この定款の定めを仮りに無効と解した場合には、本件においてAおよびBがそれぞれX<sub>1</sub>会社およびX<sub>2</sub>会社からの委任状（代理権を証する書面）を示している以上、Y会社は、A B兩名の議決権代理行使を認めざるを得ず、したがって、A B兩名の議決権行使を拒否して、総会決議を行った場合には、その決議は、商法二四七条第一項が定める「決議ノ方法ガ著シク不公正ナルトキ」に該当し、当該決議の取消が認められる（但し商法二五一条の裁量棄却に該当するかどうかは、ケース毎に判断されなければならない）ことについては異論はないであろうし、仮りに有効と解した場合には、A B兩名はY会社の株主ではないから、Y会社がA B兩名の議決権行使を拒否して総会決議を行っても、その決議に瑕疵があるといえないことは自明のことだからである。問題は、A B兩名は、Y会社の株主ではないが、ともに株主であるX<sub>1</sub>会社およびX<sub>2</sub>会社の従業員であり、組織の一員として服従義務を負っていると解されるため、このような場合にも、議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款の定め効力が及ぶかという点にある。しかし、

この点についても、本判決が引用している最判昭和五一年二月二四日民集三〇巻一〇七六頁は、法人株主の場合には、その法人の職員または従業員を代理人として議決権行使をさせても、これらの者は、法人という組織の中の一員として、上司の命令に服する義務を負っており、総会攪乱のおそれはないことを理由に、定款には違反せず、したがって決議取消原因にはならないと判示しており、本判決もこの立場を踏襲している。

このようにみると、本判決は、議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款の定め効力については、目新しいことを論じたものとはいえない。それにもかかわらず、本判決について、冒頭に掲げたごとく、評釈や解説を行っている学者が多いのはなぜであろうか。それは、本判決の事案の特殊性にあると思われる。すなわち、従来、前述の定款の定め効力が問題となつた裁判例のほとんどが、非株主によって議決権が代理行使されたケースであったのに対し、本件では、会社がそのような定款の定めを根拠に非株主による議決権の代理行使を拒否したことが問題となっており、その限りにおいて珍しいケースといえるし（本件以外に会社が非株主による議決権の代理行使を拒否した裁判例として東京地判昭和五七・一・二六判時一〇五二号一二三頁）また、当時大量の不正融資を行ったとして話題になった平和相互銀行の関連会社間の紛争と関係ある事件であるからである。

二 議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款の定め効力については、冒頭に掲げた本件判例評釈・解説のすべてが触れて

おり、これを原則として有効と解することが確定した判例であり（最判昭和四三・一一・一民集三二巻二四〇二頁）、学説上、いわゆる画一的有効説、制限的有效説、画一的無効説、制限的無効説が存在し、それぞれの根拠が示されていることは周知のことであるから、右定款の効力については、前述の諸論考の説明に委ねることとし、ここでは、私が画一的無効説を採る理由だけを述べるにとどめたい。理由は以下の通りである。

(1) 商法二二九条二項本文は、「株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得」と定めている。有効説は、定款により議決権行使の代理人資格を株主に限定と定めることは、総会が株主以外の第三者によって攪乱されるのを防止し、会社利益を保護する趣旨にあるのであるから、このような資格制限は、不合理・不相当な制限とはいえないというが、商法二二九条二項は、株主の議決権行使を容易にする目的をもつ強行法と解すべきであり、会社側の円滑な總會運営のことは考慮しておらず、總會の攪乱防止の方法は別個に考えるべきものであること。(2) 定款の定めを有効であるとすると、大会社においては、株主は広い地域に分散しているため、代理人を他の株主の中からみつけることは難しく、結局は棄権するか、代理人氏名白地の委任状を差し出すこととなるが、後者の方法をとると、会社の経営陣に委任することになり、経営者のなすがままになるおそれがあるし、小会社においても、とくに株主間に会社支配を巡って争いがある場合、信頼できる代理人を株主の中から見出すこと

は難しく、事実上代理行使の機会を奪われることとなり、議決権代理行使の自由を保障する商法の趣旨にもとること。(3) 裁判例の中には、小会社において病氣や老齢の大株主が他に信頼しうる株主がいなかったため、自己の親族（非株主）に議決権の代理行使をさせた事案において、この場合の代理行使を認めても、總會攪乱のおそれはなく、かえってこれを認めないと株主の議決権行使の機会を奪うおそれがあるとして、この場合の議決権行使を認めたケースがあるが（制限的有效説—大阪高判昭和四一・八・八下級民集一七巻七〇八号六四七頁）、どのような場合に、總會攪乱のおそれがないと判断すべきなのか、その判断基準が不明確であり、裁判官の恣意が入り易く法的安定性に欠ける憾みがある。したがって、制限的有效説は採りえない。同様な批判は、前述の法人株主の従業員等による議決権の代理行使を認めた最判昭和五一・一二・二四にもあてはまる。なお、無効説の一般的な考え方（田中（誠）「議決権代理人を株主に限定する定款規定の効力」商事法務六一四号一頁、龍田・最判昭和四三・一一・一判批民商六・巻二号八六頁、中村（一）「議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定の効力」商法・保険法の諸問題（大森憲齋記念）七四頁等）は、總會荒し防止のためには、有効説を採っても、株式譲渡の自由が認められる会社では、あまり効果はないことを、その根拠の一つに挙げているが、単位株制度が存在しない昭和五六年商法改正前においては、ともかく、単位株制度が設けられた昭和五六年商法改正後は、単位株制度適用会社においては、相当な金員

を使つてかなりの数の株式を取得しないと議決権行使が出来なくなつたから、定款で議決権行使の代理人資格を議決権のある株主に限る旨定めた場合には（実際に上場会社の多くはこのような定めを置いている）、この定款には總會荒し防止の機能を認めざるをえないと考える。したがつて、今日では、議決権行使の代理人資格を株主に限る旨の定款の定めに總會屋に対する防衛的効果がありなはいえなないであろう。また、同じく昭和五六年商法改正により認められた書面投票制度を採用している会社においては、議決権行使の意義はうすれ、その結果、本件のような問題が発生する余地は少なくなると思われる（同旨・神作・前掲一三四頁）。

三 無効説の論者の中には、右のような定款の定めを原則として無効と解しながら、株式譲渡制限の定めのある会社に限つては、この定款の定めを有効と解するものもある（制限的無効説―菱田・新注釈会社法⑤二二九条13、龍田・前掲九九頁）。その論拠として、株式の自由譲渡が認められている会社と異なり、株式譲渡制限のある会社では、株主間に人的関係を認めることができから、株主の中から代理人を求めるときを要求しても、その要求に応ずることは、さほど困難なことではなく、このような会社は株式譲渡を制限することによって会社にとって好ましくない者が總會決議に参加することを防止しようとしているのであるから、定款で議決権行使の代理人資格を株主に限定する旨を定めることは、株式譲渡制限を定めた目的を補完する機能を

もつことが期待され意義あるものと認められることを挙げている。しかし、閉鎖会社においてこそ他の株主の中から代理人を得るのが困難な場合が多いこと（閉鎖会社は一般的に規模も小さく株主数も少ないと思われるので、自己以外の株主がすべて自己に反対の株主である場合の株主は、信頼しうる代理人を他の株主の中から得ることとはほとんどできないといつてよい）を考えると、この場合に、定款の定めを有効と解することは、事実上株主の議決権の代理行使の機会を奪うに等しく、株主に議決権行使の機会を保障している商法二二九条二項の立法目的に反するものといえる。したがつて、制限的無効説も採り得ない。

四 このように、画一的無効説を採つた場合、A B 兩名の議決権代理行使を拒否して行つた本件總會決議の効力が次に問題となる。すなわち定款に議決権行使の代理人は株主に限るといふ定めがなされていても、画一的無効説の立場からは、当該定款の定めは、法令違反（商法二二九条二項違反）の定めであつて無効と解するから、A B 兩名が当該總會において代理権を証する書面をY会社に提出している以上、Y会社は、この代理行使を認めざるを得ず、したがつて、それを認めないで行われた本件總會の決議には瑕疵があることになるが、どのような瑕疵と解したらよいか、また本件總會決議についてX、Y、Z両会社は裁判所に決議の取消を求めているが、この請求を認めるべきか否かが問題となる。ところで、わが国の決議取消訴訟は、法令・定款に従つた会社経営を求めるといふ株主の会社に対する基本的権利に基

づく一般的な訴権の中の一つと理解すべきであるといわれている（岩原・新版注釈会社法⑤三二八頁）。定款の定めが有効であるかどうかはそのような意味においても重要である。本件判旨のように、定款の定めは一般的に有効であるが、事情によっては、非株主が議決権の代理行使を行っても、当該定款の定めを抵触しないと解すると法的安定性を欠くことになる。定款の定めである限り、その有効・無効は画一的に定まる必要があると考える。この点からも制限的有効説や制限的無効説の主張のように、定款の定めをその文言から離れて、「株主」を総会を攪乱するおそれのない者と解釈したり、定款の効力が及ぶ会社を限定したりすることには賛成しがたい。

五 前述の最判昭和四三年は、議決権行使の代理人資格を株主に限る旨の定款に違反して非株主が議決権の代理行使を行った総会の決議が定款違反を理由に取り消された事例であり、また最判昭和五一年は、右のような定款の定めを有する会社の総会において、株主である法人等の従業員等（非株主）に議決権の代理行使を認めたことは、定款違反にはならず、従って、決議取消の請求が認められなかった事例である。これらは、いずれも決議取消の訴において、商法二四七条一号にいう「決議ノ方法ガ定款ニ違反」する場合に該当するかどうかが問題となった事例であった。これに対して、本件では、定款の定めを形式的に遵守したことが、同条同号の「決議ノ方法ガ著シク不正ナルトキ」に該当するかどうか問題とされている。判旨のように制

限的有効説を採れば、法人株主の従業員（非株主）が議決権の代理行使を行うことは、定款の定めの実質的に抵触するものではないから、定款の定めを形式的に遵守し、右従業員の代理行使を認めなかったことは法人株主の議決権行使の機会を事実上奪ったことに等しく、従って、右法人株主が参加しなでなされた総会の決議は「決議ノ方法ガ著シク不正ナルトキ」に当り、従って本件決議は取消の対象となる。これと同じ結論を示した本判決は、この限りに於いて正当といえる。

六 それでは、私見のように画一的無効説の立場からは、どのような結論に至るか。右の定款の定めは無効であるから、法人株主の従業員は、当然に法人の議決権の代理行使を行うことができ、従って会社は右の代理行使を拒否することはできない。それにもかかわらず、本件決議は、これを拒否して行っているから、そのような決議は、商法二四七条一号にいう「決議ノ方法ガ法令ニ違反」に該当する。従って、決議取消の対象になることはいうまでもない。

七 このように、制限的有効説の立場からも、画一的無効説の立場からも、本件決議は取消の対象になるが、商法二四七条一号により取消の対象となるときは、一応商法二五一条の裁量棄却を認めてよいかを吟味する必要がある。本条は、決議取消の訴の中でも、裁量棄却できる場合を限定しており、招集手続または決議の方法が法令または定款違反を理由とするものだけに裁量棄却を認めており、商法二四七条一項二号・三号の内容上

の瑕疵の場合は勿論、同項一号の手続上の瑕疵であっても、招集手続または決議の方法が著しく不公正であるという瑕疵は裁量棄却の対象からはずされている。著しく不公正な決議はそれ自体重大な瑕疵を帯びるものと考えられるからである（稲葉・改正会社法二一八〇頁）。従って、本件判旨のように決議の方法が著しく不公正であることを理由に決議取消の対象となるときは、瑕疵の重大性の有無や決議への影響の有無を吟味する必要はなく、それだけで、商法二五一条の裁量棄却の対象とはならない。判旨は、裁量棄却の対象とはならない理由として瑕疵の態様の重大性を挙げているが、これは言わずもがなのことを言っているように思われる。私見のように、決議方法の法令違反を理由に取消の対象になると考える場合には、瑕疵が重大でなく、かつ決議に影響を及ぼさないかどうかの検討が、商法二五一条の適用の有無を判断するにあたって必要となる。本件の場合、原告の主張によれば、昭和四五年一月八日現在では発行済株式総数八万株のうち原告が五七・五パーセントを有していたが、昭和六〇年五月一日に被告会社は新株発行事項の公示手続を履践することなく抜き打ち的に倍額増資（第三者割当）を行い、原告の支配権を奪うという挙に出たため現在、新株発行無効の訴が係属中であることが明らかにされている。右の第三者割当増資の結果、原告の持株比率は従来の半分に減少したが、これだけの量の議決権行使を認めないという瑕疵は重大ではないとはいえず、また、もし原告の議決権行使を認めた場合には決議の結

果が変わったかも知れないと思われ、従って本件の場合に商法二五一条の裁量棄却を認めることは相当でなく、決議の取消しを認めるといふ結論になる。

（付言）

本判決に対し、Y会社は控訴したが、棄却されている（東京高判昭和六一・七・三〇別冊商事法務九二号一八二頁）。上告は却下され、本判決は確定した（最判昭和六一・一一・七）。

（平成四年三月一五日稿）

阪莖 光男